

鹿児島県がん対策推進協議会運営要綱

(目的)

第1条 県内におけるがんに関する現状や課題を把握し、がん予防の推進、がんの早期発見・早期治療の促進及びがん医療の均てん化を図る等、がんによる死亡の減少とがん患者の療養生活の質の向上を目指し、がん対策を推進するため鹿児島県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) がん施策のあり方についての協議
- (2) その他会長が必要と認めた事項についての協議

(構成)

第3条 協議会は、20人以内の委員で構成する。委員は、がん対策に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は4月から翌々年3月末日までの2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の業務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の出席の者の出席)

第7条 会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会は、鹿児島県がん対策推進計画の見直しに当たり、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第9条 この協議会の庶務は、鹿児島県保健福祉部健康増進課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

ただし、第4条に定める4月については、平成19年度に限り施行日とする。

附 則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。